

カジノ・ゲーミング法と税について

猪瀬 直樹

○ レジャー白書 2000

○ 公営競技の現状

(猪瀬直樹著作集第1巻『構造改革とはなにかー新篇日本国の研究』より抜粋)

○ 刑法 第23章 第185条

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第23条

○ カジノが合法化されている国

○ カジノの一般的なゲームの種類

○ アメリカ各州のギャンブル合法化状況

○ 欧州各国のカジノ税率

○ 米国各州のカジノ税率

○ ニュージャージー州のカジノ税とその他の州のカジノ税

○ ネバダ州カジノ統制管理組織一覧表

○ ルイジアナ・リバーポートカジノの年別合計

『レジャー白書 2000』

日本の「余暇市場の娯楽部門」

ゲーム

総額 22 兆 2750 億円

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) パチンコ | 20 兆 8800 億円 |
| (2) 麻雀 | 1370 億円 |
| (3) ゲームセンター | 5530 億円 |
| (4) テレビゲーム | 7050 億円 |

ギャンブル

総額 8 兆 2820 億円

- | | |
|------------|-------------|
| (1) 中央競馬 | 3 兆 6570 億円 |
| (2) 地方競馬 | 6380 億円 |
| (3) 競輪 | 1 兆 3720 億円 |
| (4) 競艇 | 1 兆 5020 億円 |
| (5) オートレース | 2010 億円 |
| (6) 宝くじ | 9120 億円 |

飲食

総額 19 兆 7780 億円

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 外食 | 13 兆 2750 億円 |
| (2) 喫茶店・酒場・バー等 | 6 兆 5030 億円 |

カラオケ

総額 5430 億円

ではなぜ、自動車安全運転センターは特殊法人を名乗るのだろうか。特殊法人なら、一定程度の情報開示が求められる。警察関係者が名称を詐称すればこれは事件だから、まさかそんなことはあるまいと調べてみてわかった。

彼らの名乗る特殊法人は、政府で分類するカテゴリーではなく学術的な分類ということらしい。特殊法人、認可法人、公益法人、そのほかに株式会社など民間法人があるとするのが通常の認識だが、その根拠となる法律をもとに分類すると、民間法人は商法によって規定されているから商法法人、公益法人（社団・財団法人の場合）は民法によって規定されているから民法法人、そして、そのほか特殊法人や認可法人は、それぞれ特殊な法律で規定されているから特殊法人とも呼べる。だから特殊法人を名乗るのである。合法的だけれど詐欺的ではないか。

こうした曖昧さが許容される理由をもうひとつ発見した。特殊法人や公益法人には主務官庁（監督官庁）がある。認可法人にもある。だが国会の答弁などで、特殊法人や公益法人問題について論じられるとき、それぞれの特殊法人や公益法人を所管している主務官庁とは別に、特殊法人の全体、公益法人の全体を把握する省庁がある。特殊法人なら総務庁、公益法人は総理府である。公益法人の全体数が二万六千である、と数えるのは総理府の仕事なのである。だが認可法人には、こうした全体を把握する省庁がない。認可法人の数を調べるためには各省庁を別個に回らなければならない。

それにもかかわらず認可法人に対して政府出資金があり、補助金が交付され、公的資金の貸付が行われる。また、さまざまな税金の減免措置が特殊法人や公益法人と同じようにあるのだ。

特別会計の世界には、奇妙な法人が寄生していることがわかった。

もうひとつの政府

小山博史容疑者が代表を務める「彩福祉グループ」の社会福祉法人彩光会は、日本財団から九五年度分の補助金として二億五千万円を交付される予定だったが、見送りになった。すでに九四年度分として、高齢者デイサービスセンターの建築を目的として二億五千万円の補助金を申請、交付されている。厚生省のスキャンダルがなければ、合計五億円が振り込まれる予定だった。「彩福祉グループ」は、さらに厚生省所管の特殊法人社会福祉・医療事業団からも低利融資を受けている。この低利融資で自己負担分が埋め合わされている。

厚生省は政府の一部である。政府が老人福祉政策の一環として補助金を出すのは、今回のような不正がなければ、通常の姿である。ところが政府とは別に、こうした多額な補助金を交付することができシステムが存在することに疑問を持つべきだ。一般会計があり、特別会計がある、ということ自体にも問題が生ずるようになっていくが、さらに政府が二つ、という事態は奇妙である。

ほんとうの政府とは別にもうひとつの政府が外側にあつて補助金を交付する。その結果、彩光会は二重に補助金をもらう結果となった。

日本財団はもうひとつの政府の典型である。日本財団は、財団法人日本船舶振興会の通称である。新しくできた財団ではなく、正式に名称を変えたわけではない。公営ギャンブルである競艇の売上げの一部を公益事業に配るための団体である。日本船舶振興会は九十六歳で亡くなった笹川良一が設立以来、仕切っていた。笹川の晩年、彼がいくら笑顔をふりまいて人類みな兄弟、と叫んだところで組織そのものが私物化されれば腐敗が発生する。幹部職員による汚職、補助金の

不正交付など度重なる不祥事がつづいた。ドン笹川も亡くなり、腐敗防止のための組織改善策を導入し、さらにイメージチェンジをはかるために作家の曾野綾子を会長に据え、新しい通称を用いることになったのである。

笹川良一以外の人物が船舶振興会の会長に就くなど、かつては想像もできなかった。戦後の混乱期、昭和二十六年に議員立法でモーターボート競技法が成立、その後、補助金を分配する財団法人船舶振興会がつくられた。笹川がドンとしておさまり、死ぬまでその権力をほしいままにした。日本船舶振興会の名称は、ほんとうにややこしい。日本財団という通称をもつだけでない。奇妙なことに財団法人もまた通称のようなものである。正式には船舶振興会は特殊法人である。官報に掲載されている九十二の特殊法人のなかに財団法人日本船舶振興会があるのだ。所管は運輸省である。すでに述べたように特殊法人は公益法人とは異なり、特別の設置法があり、法律にもとづいて運営、正式名称も定められている。

競艇の年間売上げは約二兆円である。うち七五パーセントはファンに還流される。残りの二五パーセントのうち三・三パーセント、およそ六百六十億円が船舶振興会に入る仕組みである。そのうち四百五十億円が補助金として各団体に配られる。どの団体にどれだけ補助金を配るか、かつてはドン笹川の意志が大きく存在し、あるいはその部下たちによって決められた。運輸省は、こうした補助金の配分を自らの手で行いたい、と虎視眈々、狙っている。なぜなら通産省がうらやましくて仕方がないからである。

船舶振興会はたまたま笹川良一が財団を仕切っていて、特殊法人になった。通産省所管の特殊法人日本自転車振興会の場合には、そういう経緯がない。通産省は誰にも気兼ねせずに補助金を分配できるのである。ちなみに競輪の売上げは一兆六千億円もある。うち自転車振興会の取り分

は三・七パーセント、六百億円（売上げの3・7%だから売上げの多い年度と少ない年度があり数字には多少の変動がある）ほどになる。

なぜ取り分が三・七パーセントなのか、おいおい説明を加えるつもりだ。その前に役所が公営ギャンブルの胴元となりテラ銭を取っている事実、それが大蔵省主計局を通さなくてよいヘソクリ予算になり、公益法人にとっては甘い汁になっている実態を知る必要がある。

日本自転車振興会は六百億円を分配する。毎年、三月に「機械工業振興補助事業計画」（1号交付金）と「公益事業振興補助事業計画」（2号交付金）の「概要」を発表する。このほかに自転車振興会自身の人件費などの経費（3号交付金）がある。

九五年度の競輪の売上げは一兆六千億円、一号交付金は二百六十七億円、二号交付金は二百五十五億円、三号交付金四十五億円である。これらの交付金のほとんどすべては、公益法人に配分される。

国家予算とは別のヘソクリ

たとえば一号交付金は、財団法人機械システム振興協会、財団法人機械振興協会、財団法人日本産業技術振興協会、財団法人産業研究所など、それぞれよく似た名称の財団法人に配られる。通産省所管の社団・財団法人だけで九百一もある。これだけの数があれば類似法人だらけになるのは当然だろう。配るほうが自転車振興会なのに、配られるほうは財団法人自転車産業振興協会と紛らわしい名称では、なにを意図しているのかわからなくなってくる。

二号交付金は社会福祉や体育振興や医療関係などに配られる。「社会福祉の増進」の項では、保育所、老人ホーム、特別養護老人ホームなど社会福祉法人が中心になる。

「医療及び公衆衛生」の項では、財団法人結核予防会、財団法人日本成人病予防会、財団法人大阪府警察協会など。なぜ大阪府警察協会が出てくるのかわからないが、補助対象に「事故による脳障害等の診療機器の整備事業」と記されている。前出の自動車事故対策センターや自動車安全運転センターがあつてなお、大阪府警察協会に補助金が配られるのは納得しがたい。

「体育の振興」の項でも財団法人日本サイクルスポーツセンター、財団法人日本サイクリング協会と類似法人があり、「文教その他公益の増進」の項でも財団法人全日本交通安全協会、全日本交通福祉協会と紛らわしい。

一号交付金は、いわば仲間うちのご祝儀である。船舶振興会の場合でも、社団法人日本船舶電装協会、社団法人日本作業船協会、社団法人日本造船研究協会、財団法人日本船舶標準協会などが並ぶ。なかにさりげなく笹川平和財団の名前も紛れ込んでいる。

二号交付金は、いわばギャンブルに対する世間の批判をかわすためのものだろう。したがって役所でいえば厚生省や文部省、警察庁関連の財団法人が多い。

財団法人にとって、お手持りの補助金ほどありがたいことはない。大蔵省が査定する国家予算では、それなりにチェックが入る。民法でしか規定されていない財団法人のなかには、何をやっているのかわからないものが多く監視の眼が届かない。したがって他省庁でも通産省のように公営ギャンブルの胴元になり、独自のヘソクリをもちたいのである。先に述べたように運輸省は船舶振興会がほしい。笹川会長亡きあと、組織改善はしたが組織自体を掌握するまでには至っていない。

警察庁は、巨大三十兆円産業のパチンコ業界に顔を利かせてきた。関連団体の天下りを独占している。文部省は、社団・財団法人数で霞が関ではいちばん数が多く一千七百七十八もあるか

ら、こうした補助金を自前でつくりたくてたまらない。スポーツ振興のためのサッカー^{サッカー}がでるが、文部省が胴元におさまるつもりなのだ。なお競馬は農林水産省である。ただし中央競馬の場合、日本中央競馬会が運営しているが振興会的なものではなく、三兆七千億円のあがりのうち四千五百億円ほどが自動的に国庫に入る仕組みになっている。

自転車振興会の補助金は、一号交付金にして、二号交付金にして、最大の問題は配付先について「概要」のみしか公表されていない点である。

どの団体に幾ら配られたのか、明細がわからない。日本船舶振興会では、一号交付金は造船及び海難防止事業、二号交付金は公益事業と同じ仕組みで補助金を配分している。だがディスクロージャーは船舶振興会のほうが進んでいて、どの団体に幾ら配ったか、団体名と金額を公表している。だから小山博史容疑者の彩光会が建築した高齢者デイサービスセンターへ幾ら補助金を出したのか、あとから追跡調査できるのである。

通産省が公営ギャンブルの胴元になり、大蔵省主計局の予算とは別個に独自のヘソクリを貯めること自体、問題のある制度である。しかも、配付先が機械振興資金の一号交付金だけで三百団体にも行き渡る。いずれもふつうには馴染みの薄い財団法人ばかりで、しかもそのほとんどは通産省が認可した財団法人である。これらの財団法人の理事長や理事は通産省の天下り団体でもある。となれば、配られた補助金はまったくのお手持りになる。しかも明細がわからない。情報公開していない。

以前に、ディスクロージャーしないのはおかしい、と通産省車両課長に問い合わせたところ、いやそんなことはない、と示されたのが「概要」であった。

日本自転車振興会は、虎ノ門のアメリカ大使館の斜め前にある。道を挟んだ向かい側に貿易振

興会と共同通信社のビルが建っている。自転車振興会に出向き、なぜ補助金の配付先を公表しないのか、訊ねることにした。

公表されない補助金の配付先

自転車振興会の久禮彦^{くれひこ}治理事は通産省OBである。いちばん答えたくない質問が待ち受けていることを彼は知っている。

「フーダイル事件をご存じですか」

久禮理事はこう切り出した。ディスクロージャーの弁解をするために持ち出されたのが八二年（昭和57年）の出来事であった。

日米貿易摩擦は定期的に盛り上がるが、このときは金属バットが槍玉にあげられていた。消費生活用製品安全法にもとづく安全マークがないと日本では軟式用金属バットを売ることができない。安全マークの認定手続きは、日本メーカーなら製造工場ごとの認定ですむのに、外国企業の場合は手間のかかる製品抜き取り検査が必要とされた。アメリカ側は、これが対日輸出の障壁になっていると主張した。当時の新聞に「米、再び対日強硬姿勢」（日経、82年8月7日付）という見出しが躍り、「流通・産業構造も追及」とサブ見出しもついている。

それ以前に、フーダイル社が日本製工作機械の輸入を規制するようアメリカ政府に提訴している。「米国市場での日本製工作機械の急増は、自由で公正な競争によるものではなく、日本政府が認可、奨励した不公正なカルテル行為の結果である」というのがフーダイル社の言い分である。この場合のカルテル行為は、価格・生産カルテルを指すのではなく、日本政府の産業育成策についての批判だった。さらに具体的に述べれば、通産省は公営競輪で得た収入を特別に輸出振

興のための補助金として使っているのではないかと突っ込んできた。上院本会議で提訴支持が決議されるなど、通産省批判が盛り上がった。

「それまでは分厚いパンフレットをつくっていた。補助金の明細を公表して新聞社にも渡していた」と久禮理事は説明する。「その証拠に」と、保存用とハンコを押された七五年度版、七八年度版の「競輪収益の使途」と題されたパンフレットを上げた。

たしかに補助金の詳細な使途が明示されている。七五年度版は百五十ページの分厚いものだった。めくりながら、感嘆した。各財団法人への補助金が、補助年度（毎年とは限らない）や補助金累計（一団体にこれまでに幾ら払ったか）まで詳細に記録されている。「機械工業の振興」の項にはさらに内訳があり「生産技術の向上」「貿易の振興」「機械工業の合理化」と分けられ、さらに都道府県別にも分類されている。また補助金を与えた事業の中身についても記されている。

感嘆したのは、別にも理由がある。「社会福祉関係事業」には名称からも推測できる怪しげな財団法人、つまり、戦前につくられたような古風な名称の、いまではなにをやっているのかわからないようなものも一目瞭然になることだった。幽霊法人を売る男^{おにま}を第五章で紹介したが、彼が語っていた財団法人も見つけることができた。

アメリカ政府は、このパンフレットを入手したのだ。「貿易の振興」などの項を見つけ、鬼の首をとったのだと思う。通産省が堂々と工作機械業界の技術開発と輸出振興のための補助金を出しているのだから。久禮理事がつけ加える。

「日本側は反論のため大量の英文資料を作成したり、弁護士を雇ったり、大騒ぎになった。アメリカ側は、これをきっかけに産業政策協議を日本とやりたいと主張した。嫌がらせみたいなどころがあり、辟易した。自転車振興会のリストから、つきつきと他業界がターゲットにされるので

は、と不安になったのもう一覽表は出さないと決めた」

だが八三年四月、フーダイル社の提訴は却下されている。もうその心配はないのではないか。十三年も経っている。

「たしかに……。もう半導体問題も解決したし……」と久禮理事はうなずいた。

いまはもう日米貿易摩擦は理由にならないですね、と僕は念を押した。

だが、「ディスクロージャー」は現在の程度でよいのではないか。個々に問い合わせがあれば、きちんと答える」としか言わないのである。なぜ、言えないのか。通産省で訊くしかない。

通産省の奥の院

通産省機械情報産業局車両課が自転車振興会を担当している。自転車なのに車両課とはまた妙な名前をつけたものだ。妙といえば自転車振興会とは別に小型自動車振興会もまた車両課の担当である。小型自動車ならふつうは四輪車を想像する。だがここではオートバイを指す。

オートレースもまた通産省が胴元になっている。規模が小さいだけでスタイルは競輪と同じである。日本小型自動車振興会があり、オートレースの売上げ三千億円のうち三・九パーセント、百億円強を補助金として配る。配り方のパターンも同じ、ディスクロージャーについても「概要」のみである。

奥田真弥車両課長に、なぜ、ディスクロージャーができないのか、質した。

「たしかにフーダイル事件は過去の話だ。ディスクロージャーせよ、がいまの風潮なので検討している。自転車振興会のほうともいろいろ検討して……」

いつまで検討をつづける気か。

「できるだけ早く結論を出すつもりだ」

早くとはいつのことか。

「……………」

フーダイル社のような厭がらせはもうないと思うが。

「通産省が輸出振興の補助金をつけたわけではない。第一いまは輸入振興の時代だから。誤解を受けるような情況でなければ公表してもよいとは思う」

結局、奥歯にものの挟まったような表現でしかない。通産省のタブーに触れることになるからだろう。自転車振興会の補助金の配付先のひとつに財団法人産業研究所がある、と先に触れた。産業研究所は霞が関ビルの二十五、二十六、三十階にある。

通産省事務次官を退任すると、天下りポストが決まるまでの期間、産業研究所の顧問となる。自転車振興会が配分先をディスクローズしていた七八年度の「競輪収益の使途」を見ると、産業研究所は発足の翌年、七七年度に四億円、七八年度に六億円と、ふつうの財団法人よりひとケタ多い補助金が配付されている。九〇年代には十数億円に膨らんでいる。産業研究所は発足以来、二十一年間に二百五十億円もの補助金を得ている。現在の基本財産は七十億円近く、運用益は二億円ほどになる。これだけの規模でありながら役員九人、職員十四人というのは不自然である。

設立目的には「機械産業を始めとする諸産業の基盤に係わる経済社会上の諸問題に関する研究等を行うことにより、産業の健全な発展に寄与するとともに、国民経済の繁栄に資することを目的とする」と記されているが、文章に空疎な響きを感じる。

産業研究所は、一見通産省のシンクタンクに見える。しかし、研究内容の多くは、他のシンクタンクに委託して丸投げにしているのが実態である。

霞が関ビルの産業研究所に、山崎誠治理事・事務局長を訪ねた。

ここで研究委託している内容を知りたい。

「今やっているのは、機械工業の振興に関する業界の現状や将来の見通し。それから、通産省の施策に結びつくものであれば、結果的に役に立つかどうかは別として、テーマと体制がよければ、委託して研究していただく」

白書や研究目録みたいなものはあるか。

「とくに作ってはいない。こちらは、機動的に必要な調査というか、通産省と密接な関係をもって調査、研究をすすめていこうという考え方でできている。その年度になって、いろいろな社会情勢、経済情勢にもとづくテーマがある。長期的展望にたつテーマなら、本来なら自転車振興会にはかるのが筋だが、審査に間に合わない研究もやる」

公益法人に関する閣議決定があるのだから、補助金の内容を明らかにしていくことが重要ではないか。

「閣議決定で私どもが承っているのは、今後、監督官庁の公益法人への監督のあり方だと思ふ。その中に情報公開等々があるのは知っているが、そういう指導があつて徹底されれば、対応を充分考えたうえでやらなければいけないと思う。ただ、いまのやり方でうまく進んでいるわけだから、特別違法ではないと思つている」

もし情報公開すれば、産業研究所が補助金額で突出している事実が批判が集中してしまう。自転車振興会の久禮理事も、通産省の奥田車両課長も、歯切れが悪いのは通産省の奥の院を気づかっているからではないか。

自転車振興会がディスクロージャーに消極的な理由がもうひとつ。単純である。話題にされた

くないのだ。アメリカ産業界に言いがかりの機会を与えるだけでなく、日本国内でも不満が鬱積しているからである。不満は中央対地方、強者対弱者という図式のなかでとりあえずは閉じ込められているが、ちょっとだけ封を切ってみよう。

社団法人全国競輪施行者協議会の事務所が銀座にある。競輪というギャンブルを実施しているのは競輪施行者である地方自治体である。全国三千の地方自治体のうち施行者は二百四十九、競輪場は五十カ所である。施行者と競輪場の数がイコールでないのは、自前の競輪場を持たない自治体、共同で開催する自治体などがあるからだ。省庁では、施行者を許可するのは自治省、全体の指導監督は通産省と棲み分けている。

自転車振興会がやるのは選手の養成・管理だけ、あとは補助金の配分業務である。

北九州近辺には小倉、門司、久留米と三つの競輪場がある。競輪場を持つている自治体は当然、競輪の施行者だが、周辺の直方市、田川市、柳川市、大牟田市、山田市の五市がいっしょになって五市組合としてこれらの競輪場を借りて共同開催するケースもある。この五市は九六年四月、競輪をやめてしまった。儲けが出ないからだ。たとえば元産炭地の直方市の場合、競輪は重要な財源であった。二十年前、七十億円の歳入のうち二億円が競輪からの収入だったが最後には〇・一パーセントにまで落ち込んだ。有馬直和前直方市長は、九五年まで四期十六年、市長を務めた。中央からの補助金は使途が決められているが、競輪の収入は一般財源に繰り込めるからどれほど助かったことか、といまでも昔を懐かしむのである。

学校をつくったり下水道をつくったり病院をつくったり、地方自治体にとって競輪からの収入は地方振興のために役立った。だが三割自治の少ない歳入を競輪からのあがりで補っている自治体は、これから苦しくなる。パブル景気が去って、競輪の売上げが落ちた。パチンコに食われた

こともある。だがもうひとつ、構造的な問題が地方を追い詰めているのだ。

競輪は売上げの七五パーセントがファンに還元され、二五パーセントが運営資金などに回る。この二五パーセントの明細について自転車振興会は、公営企業金融公庫一パーセント、開催経費一五・二パーセント、自転車振興会交付金三・七パーセント、施行者である地方自治体五・一パーセント、と説明している。

だが自転車振興会の取り分三・七パーセントばかりが固定されているのはおかしい、と全国競輪施行者協議会の蒲省治常務理事が主張する。

公営企業金融公庫は、都道府県などの公営企業、たとえば県の住宅供給公社などへ融資する機関である。つぎに開催経費一五・二パーセント。この数字は変動する。売上げが少なければ、開催経費の比率は高くなる。競輪選手の賞金も切符もぎりのおばさんの賃金も、売上げが減ったからと下げるわけにはいかないからである。では開催経費の比率が高くなるとしわ寄せはどこへいくか。

施行者の取り分に五・一パーセントが予定されているがその部分が三パーセント台に落ちてしまふのだ。だが自転車振興会の三・七パーセントは減らない仕組みになっている。全国競輪施行者協議会の説明によると、自転車振興会の交付金の取り分は当初、二・七五パーセントだった。だんだん増えて三・七パーセントになったと言う。

三・七パーセントには内訳がある。機械工業振興の一号交付金が一・七パーセント、公益事業振興の二号交付金も一・七パーセント、自転車振興会の運営管理費が〇・三パーセント、との比率になっている。なぜ二・七五パーセントが三・七パーセントになったままなのか。一パーセントでも二百億円近くにもなる。二百億円の地方振興の分が、自転車振興会の機械工業振興や公益

振興に喰われているのだ。

比率には法的な根拠がある。自転車競技法の第十条に、一号交付金、二号交付金、三号交付金のそれぞれについて細かい説明が付されている。だが第十条には一種のトリックが隠されている。一回の開催による売上げごとに比率が定めてある。たとえば一号交付金では、八千万円未満の場合は一パーセント、以下ランクがあつて二億円以上の場合は一・七パーセントとなっている。この比率が決められたのは一九五七年（昭和32年）である。当時の総売上げ七百四十億円、現在は一兆六千億円、その差は二十倍。そのころは一開催の売上げが八千万円未満の場合が多く、現在は二億円以上があたりまえである。四十年前の尺度をそのまま使えば、自転車振興会の取り分はつねに天井の数字に張りつくことになる。

全国競輪施行者協議会では、自転車競技法第十条の改正について、毎年、通産省に陳情しているが成果はない。中央省庁の役人には秀才が揃っている。その頭のよさが、こうした小賢しさに発揮されているのである。取りたてて強い産業がない元産炭地、直方市をはじめとする五市組合の競輪からの撤退は、霞が関の地方イジメの結果である。発展途上国でもないのに、なぜ機械工業振興のためにおカネを配るのか。存在意義があるのかないのかわからない公益法人を養うためではないのか。

公益法人のニセの権威

社団法人日本自動車連盟（JAF）は公益法人なのに収益部門をもち、七十億円の申告漏れが発覚したと報じられたのは九六年七月である。入会金二千元、年会費四千元を払う会員が一千二百万もいる。車を買ったときに、なんとなく入ってしまったドライバーが多い。年会費だけで年

日本の近代 猪瀬直樹著作集 1

構造改革とはなにか

新篇 日本国の研究



2001年10月10日 初版第1刷発行

著者 猪瀬直樹

発行者 遠藤邦正

発行所 株式会社 小学館

〒101-8001 東京都千代田区一ツ橋2-3-1

電話 編集 03(3230)5959

制作 03(3230)5333

販売 03(3230)5739

振替 00180-1-200

印刷所 凸版印刷株式会社

* 造本にはじゅうぶん注意しておりますが、万一、落丁・乱丁などの不良品がありましたら、
「制作局」までにお送り下さい。送料当社負担にてお取り替えいたします。

◎ 本書の一部または全部を無断で複写(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、
禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター
(03-3410-2382)にご連絡下さい。

©Naoki Inose 2001 Printed in Japan
ISBN4-09-394231-5

猪瀬さんの功績は、近代というものを総合的認識力の十種競技選手として捉えたことですね。官僚にしろ、政治家にしろ、学者にしろ、物書きにしろ、みんな、十種競技にエントリーできる人がいなくなっちゃった。これからは十種競技の復活ですよ。

2001年6月26日 西麻布の事務所にて
『本の窓』2001年10月号

第七十八條 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

(未遂罪)

第七十九條 前三条の罪の未遂は、罰する。

(親告罪)

第八十條 第七十六条から前条までの罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第七十六条から前条までの罪については、適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第八十一條 第七十六条から第七十九条までの罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(淫行勧誘)

第八十二條 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十八條 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ又は之ヲシテ心神ヲ喪失セシメ若しくは抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行為ヲ為シ又ハ姦淫シタル者ハ前二条ノ例ニ同シ

第七十九條 前三条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十條 前四条ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

② 二人以上現場ニ於テ共同シテ犯シタル前四条ノ罪ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒズ

第八十一條 第七十六条乃至第七十九条ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第八十二條 営利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勧誘シテ姦淫セシメタル者ハ三年以上ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十三條 削除

(重婚)

第八十四條 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪

(賭博)

第八十五條 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

(常習賭博及び賭博場開張等図利)

第八十六條 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2 賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図つた者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(富くじ発売等)

第八十七條 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十三條 削除

第八十四條 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ為シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ処ス其相婚シタル者亦同シ

第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ関スル罪

第八十五條 偶然ノ輪贏ニ関シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ五十万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス但一時ノ娯樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

② 賭博場ヲ開張シ又ハ博徒ヲ結合シテ利ヲ圖リタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

第八十七條 富籤ヲ発売シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百五十万円以下ノ罰金ニ処ス

② 富籤発売ノ取次ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百万円以下ノ罰金ニ処ス

風俗営業者が設置する遊技機の増設、交換その他の変更について準用する。この場合において、同条第二項中、第四項第二項第一号の技術上の基準及び、とあるのは、第四項第四項の基準に該当せず、かつ、と読み替へるものとする。

③ 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関その他の第二項の規定による認定及び前項において準用する第九條第一項の承認に關し必要な事項は、國家公安委員會規則で定める。

（条例への委任）

第二條 第十九條から第十九條まで及び前條第一項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為）

第二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に關し客引きをすること。

二 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

三 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。（第二條第一項第八号の営業所に關する営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に關する営業所にあつては、午後十時）以下の営業で定められた年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。）

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二條 第二項第七号の営業（ばちんこ屋その他政府で定めるものに限る。）を営む者は、前條の規定によるほか、その営業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供するすること。

二 客に提供した賞品を買い取る。

三 遊技の用に供する玉、メダルその他これらに類する物（次号において「遊技球等」という。）を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示する書面を客に発行すること。

第二條 第二項第七号のまじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前條の規定によるほか、その営業に關し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

③ 第一項第三号及び第四号の規定は、第二條第一項第八号の営業を営む者について準用する。

（営業所の管理）

第二條 風俗営業者は、営業所ごとに、当該営業所における業務の実施を統括管理する者のうちから、第三項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。ただし、管理者として選任した者が欠けるに至つたときは、その日から十四日間は、管理者を選任しておかなくてはならない。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることのできない。

一 未成年者

二 第四條第一項第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者

③ 管理者は、当該営業所における業務の実施に關し、風俗営業者又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するため必要な助言又は指導を行い、その他当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務で國家公安委員會規則で定めるところを履行するものとする。

④ 風俗営業者又はその代理人は、管理者が前項に規定する業務として行う助言を尊重しなければならない。風俗営業者の使用人その他の従業者は、管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

⑤ 公安委員會は、管理者が第二項第二号に該当すると認めるとき、又はその者がその職務に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、その状況により管理者として不適当であると認めるときは、風俗営業者に對し、当該管理者の解任を勧告することができる。

⑥ 公安委員會は、第三項に規定する管理者の業務を適正に実施させるための必要があると認めるときは、國家公安委員會規則で定めるところにより、管理者に對する講習を行うことができる。

⑦ 風俗営業者は、公安委員會からその選任に係る管理者について前項の講習を行う旨の通知を受けたときは、当該管理者に講習を受けさせなければならない。

（指示）

第二條 公安委員會は、風俗営業者又はその代理人等が、当該営業に關し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗営業者に對し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（営業の停止等）

第二條 公安委員會は、風俗営業者若しくはその代理人等が、当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗営業者若しくはその代理人等が、第三條第二項の規定に基づく付された条件に違反したときは、当該風俗営業者に對し、当該風俗営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

② 公安委員會は、前項の規定により風俗営業（第二條第一項第四号、第七号及び第八号の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に對し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（営業等の届出）

第一節 性風俗特殊営業等の規制

第一款 店舗型性風俗特殊営業の規制

第二條 店舗型性風俗特殊営業を営もうとする者は、店舗型性風俗特殊営業の種別（第二條第六項各号に規定する店舗型性風俗特殊営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員會に、次の事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 店舗型性風俗特殊営業の種別

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

② 前項の届出書を提出した者は、当該店舗型性風俗特殊営業を廃止したとき、又は同項各号（第三号を除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたときは、公安委員會に、廃止又は変更に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）

第二條 店舗型性風俗特殊営業は、一國地の官公庁施設（官公庁施設の建設等に關する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第二條第四項に規定するものをいう。）、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第六号）第二條に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二條第一項に規定するものをいう。）、若しくは児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第十六号）第二條に規定するものをいう。）若しくはその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして都道府県の条例で定めるところの敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においてこれを営んではならない。

② 前項に定めるもののほか、都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、地域を定めて、店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止することができる。

③ 第一項の規定又は前項の規定に基づく条例の規定は、これらの規定の施行又は適用の際現に前條第一項の届出書を提出して

店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者の当該店舗型性風俗特殊営業については、適用しない。

② 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第二條第六項第四号の営業その他國家公安委員會規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜（午前零時から日出までの時間をいう。以下同じ。）における営業時間を制限することができる。

③ 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき、次に掲げる方法で広告又は宣伝をしてはならない。

一 次に掲げる区域又は地域（以下この条において「広告制限区域等」という。）において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり紙並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）を表示すること。

イ 第一項に規定する敷地（同項に規定する施設の用に供するものと決定した土地を除く。）の周囲二百メートルの区域

ロ 第二項の規定に基づく条例で定める地域のうち当該店舗型性風俗特殊営業の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域

二 広告制限区域等において、人の住居にビラ等（ビラ、パンフレット又はこれらに類する広告若しくは宣伝の用に供される文書圖画をいう。以下同じ。）を配り、又は差し入れること

三 前三号に掲げるもののほか、広告制限区域等において、ビラ等を頒布すること

四 広告制限区域等以外の地域において、人の住居（十八歳未満の者が居住していないものを除く。）にビラ等を配り、又は差し入れること

五 前三号に掲げるもののほか、広告制限区域等以外の地域において、十八歳未満の者に對してビラ等を頒布すること

六 前各号に掲げるもののほか、清浄な風俗環境を害するおそれのある方法

③ 前項第一号から第五号までの規定は、第三項の規定により第一項の規定又は第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる店舗型性風俗特殊営業を営む者が当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び当該営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、適用しない。

④ 第五項第一号の規定は、同号の規定の適用に關する第一項の規定又は同号の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際店舗型性風俗特殊営業を営む者が現に表示している広告物（当該施行又は適用の際現に前條第一項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者が表示するものに限る。）については、当該施行又は適用の日から一月を経過する日までの間は、適用しない。

⑤ 店舗型性風俗特殊営業を営む者は、その営業につき広告又は

資料 カジノが合法化されている国

() は現在建設中又は検討中。

アジア地区

韓国・マカオ・フィリッピン・カンボジア・インド・ネパール・マレーシア・(ベトナム) (ラオス) (タイ) (インドネシア) (中国) (台湾) シンガポール (但し洋上カジノ)

太平洋地区

オーストラリア・ニュージーランド・バヌアツ・ニューカレドニア・テニアン・ソロモン (グアム) (パラオ) (トンガ)

北アメリカ

アメリカ合衆国25州・カナダ9州 (メキシコ)

中央アメリカ及びカリブ

コスタリカ・ホンデュラス・パナマ・バハマ・ハイチ・プエルトリコ・ヴァージンアイランド・キュラソ・タークスカイコス・セントビンセント・ドミニカ・セントキッツ・セントマーチン・マルチニク・アルバ・グアデループ・アンティグア・ボネール

南アメリカ

アルゼンチン・ベネズエラ・ウルグアイ・パラグアイ・ボリビア・コロンビア・エクアドル・スリナム・チリ・ペルー

ヨーロッパ

イギリス・フランス・ドイツ・オーストリア・ベルギー・モナコ・イタリア・ギリシャ・オランダ・ジブラルタル・ポルトガル・スウェーデン・フィンランド・スロバキア・スロベニア・デンマーク・ユーゴスラビア・ラトビア・スペイン・ルクセンブルグ・ブルガリア・北キプロス・エストニア・リトアニア・クロアチア・チェコ・トルコ・ハンガリー・マケドニア・モルドバ・マルタ・ロシア・ウクライナ・ポーランド・ルーマニア・スイス

アフリカ

エジプト・モロッコ・チュニジア・エチオピア・コモロ・マダガスカル・モーリシャス・レユニオン・セイシェル・シェラレオーネ・カメルーン・コンゴ・ザイール・ガボン・ケニア・ウガンダ・ベナン・コートジボアール・ガンビア・タンザニア・ガーナ・ニジェール・ナイジェリア・トゴ・ボツワナ・セネガル・ナミビア・スワジランド・レソト・南アフリカ・ジンバブエ・ザンビア・リベリア・ジブチ

中近東

アゼルバイジャン・シリア・(レバノン) (イスラエル)

カジノが未だ合法化されていない国

日本・北朝鮮 (但し国内では)・ブラジル・ブータン・ブルネイ・イラン・イラク・キューバ・サウジアラビア・アラブ首長国・ベラルーシ中央アフリカ・ブルンジ・カーボベルテ・赤道ギニア・ギニアビサウ・ルワンダ・エリトリア・ギニア・マリ・マウライ・モザンビーク・ソマリア・スーダン・タンザニア・サントメプリンシペ・ブルキナファソ・アルジェリア・アルバニア・アイスランド・アイルランド・バチカン市国・アンドラ・リヒテンシュタイン・ノルウェー・サンマリノ・カザフスタン・キルギスタン・タジキスタン・トルクメニスタン・ウズベキスタン・バルバドス・キューバ・ドミニカ・エルサルバドル・グレナダ・グアテマラ・ジャマイカ・ニカラグア・セントルシア・トリニダードトバゴ・ガイアナ・アフガニスタン・バングラディッシュ・キプロス・バーレーン・ヨルダン・モルディブ・モンゴル・ミャンマー・オマーン・カタール・パキスタン・スリランカ・イエメン・フィジー・キリバス・マルシャル・ミクロネシア・ナウル・パプアニューギニア・ツバル・アルメニア・ベリーズ・ヨルダン・モンゴル・リビアアラブ・西サモア

カジノ非合法79ヶ国は宗教的戒律のある国が共産主義の国あるいは経済力の無い国が多い。先進7ヶ国や国連常任理事国でカジノ合法化の検討もしていないのは日本だけである。さて自慢出来る事かな？

1996年現在

資料 カジノの一般的なゲームの種類

◎スロットマシン

カジノ収益の大半はスロットマシンによるものです（ネバダ・ニュージャージー67%、フランス72%）。ニュージャージーでは83%以上の払戻し率などと州や国で基準があります。最近では投入コインも1\$以上のものが増え、97%の払戻し率の機械なども多くなりました。500\$ 1000\$のマシンもあります。昔はOne Arm Bandits（片腕の強盗）とかマカオではHungry Tigers（飢えた虎）などとも呼ばれていましたが、コンピューター・ビデオ化が進み、ポーカーゲームやビンゴ、大型マスゲームの競馬シミュレーションゲームなどが人気化し、日本のユニバーサル・セガ・シグマなどのゲームマシンが、各国のカジノで採用されています。

コイン投入の手間をなくすカード方式も進んでいます。この本では、対人ゲームでないものは全てスロットマシンとしましたが、スロットマシンの区分も必要となるでしょう。

◎女性にファンの多いマスゲーム

●ビンゴ Bingo

1から75迄の数字を記したピンポンボールを、器具からランダムに取出し、参加プレイヤーは5行5列の数字カードを購入し、取出されるボール数字でカード記入早く1連列になったものが賞金（品）を得るゲーム。世界中で女性に好まれ、チャリティなどには欠かせないものになっています。かなりの国や州がビンゴを合法化しています。（カジノとは別に）

●キノ Keno

2000年も前からの中国のゲームと云われています。1から80迄のピンポンボールが器具からランダムに発射されて掲示されます。プレイヤーは8行80数字のカードに、出現を期待する数字を1個から15個迄任意に選び、賭金も任意にしてキノガール、キノランナーに渡し登録します。1ゲームが終わって当たっていれば申し出て規定配当が得られます。

テーブル・ゲーム

◎ルーレット系のゲーム

●ルーレット Roulette

0から36迄の仕切られたポケットのある回転盤に、小さなボールを投入し、そのボールの落ちたポケットの数字や、その数字の属するグループが当たりとなるゲーム。0が1つのものが多いと、アメリカ東南アジアでは0と00のある（日本ではアメリカンタイプと呼ばれている）ものが多い。配当は1対1から35迄賭け方によって様々。

他にブルー・バントトロア・ツインルーレットなどもある。

◎カードのゲーム

●ブラックジャック Black Jack 21 Vingt・un

プレイヤー各々にカードが配られ、各々がディーラーの手札とどちらが21を超えずに21に近いかを競うゲーム。ルーレットと同様世界中に広まったゲーム。1980年代から、オーバーアンダー13、など初めの2枚のカードの数を予測するオプションの賭けを加えたり、ディーラーの最初の表札を措置にして3回連続のゲームを行うマルチアクションブラックジャックなどのバリエーションも工夫されてきています。

●レッドドッグ Red Dog

2枚のカードを並べ、3枚目のカードが2枚のカード数位の間に納まるかどうかを賭けるゲーム。近年、アメリカ・カナダ・オーストリア・オーストラリアで広がりを見せています。

●バカラ Baccarat

16世紀にイタリアにあったゲームと云われています。各国で呼び方と手順に少しだけ相違がありますがほとんど同じ、賭金の大きいゲームが行われる。

賭け場所が2ヶ所、プント（プレイヤー）側がバンコ（バンカー）側かに賭けカードは2～3枚迄双方に配られ、点数で9に近い方が勝ち。アメリカンバカラは同点にも賭けられる。

◎ポーカー Poker

19世紀から今世紀にかけてアメリカで完成変化しつづけているゲーム、プレイヤーが可能性を計算し、互いに賭金のせり上げを行い乍ら、手役上位の1名だけが全賭金を得るゲーム、ブラフがゲームの調味料。バリエーションはドローポーカー・ファイブスタッド・セブンスタッド・ローボールテキサスホールデム・オマハ・パイナップルなど多様、然しヨーロッパなどでは7スタッドが主流。カジノではポーカーームは別室になっています。

ポーカーの変型ゲーム

●カリビアンスタッドポーカー Caribbran Stud Poker

カリブのカジノが生みだし次第に定着したポーカーの変型、プレイヤーの各自が、各々に5枚のカードでポーカー手役の完成を期待します。手役ランクが高い程良い倍率の配当となり、オプションとしてコイン投入によるJack Potスロットが併設されています。

●レットイットライド Lit it Ride

1993年にゲーム機メーカーが開発したゲーム、ホールデムのコミュニティカードを取り入れ、各プレイヤーが各自のポーカー手役完成だけを期待し、手役のランクで配当率が変わるゲーム。これから流行するゲーム。

●パイゴウポーカー Pai Gow Porker

中国の牌九ゲームとポーカーが合体したゲームで、近年ラスベガスとカリフォルニアのカードルームで最も人気が高く、次第に世界に広がっています。7枚のカードで5枚と2枚、2組のポーカーハンドを作り、バンカー役のディーラー又はプレイヤーとハンドの優劣を競うゲーム。プレイヤーが胴元バンカー役も出来るのが魅力。

◎サイコロのゲーム

●クラップス Craps

サイコロゲームは人類史と共にありますが、1900年初期のアメリカにすでにクラップスがあります。2ケのダイスをプレイヤーが自分で投げてポイント目を作り、ポイント目を再現させる、又はこの逆の賭けを行うもので、この間に他のプレイヤーは随時賭けに参加出来ます。多数のプレイヤーが勝敗を共有出来るので、気取りのないアメリカ人の好むゲーム。次第にモナコを始めヨーロッパにも広がり、オーストリア・オーストラリア・南ア・トルコなどにも広まっています。

●シックボー Sic bo Hi・Lo

Tai Sai, Dai Sui、日本では大小と呼ばれています。3つのサイコロの出目合計や出目の状態を予測賭けするゲームで、原型はマカオ、そして韓国からオーストラリア・カナダと少しずつ広がっています。ルールが簡単で倍率の大きい150倍配当などもありますが、カジノの控除率が比較的大きいゲーム。

◎飾りになる初心者用ゲーム

●ホイールオブフォーチュン Wheel of Fortune

華やかに飾られた大きな車輪状の輪をディーラーが手で回し、静止した時に上部の馬皮トッパーの指した所が当たりとなる単純なゲーム。賭け場所7ヶ所、配当は1から40倍(カジノによっては45倍)。判り易く華やかなのでカジノの客寄せ用の器具。

ビッグシックス Big 6、マネーホイール Money Wheelとも呼ばれています。

The map displays the following symbols and their distribution across the United States:

- Circle with a cross:** Found in WASH., ORE., MONT., N.D., MINN., WIS., MICH., IND., OHIO, PA., N.Y., VT., ME, N.H., MASS., R.I., CONN., N.J., DEL., MD., D.C., N.C., S.C., GA., FLA., ALA., MISS., ARK., MO., IOWA, S.D., NEB., KAN., OKLA., TEX., COLO., UTAH, ARIZ., N.M., WYO., IDA., CALIF., NEV., ALASKA, HAWAII, PUERTO RICO, and VIRGIN ISLANDS.
- Square:** Found in WASH., ORE., MONT., N.D., MINN., WIS., MICH., IND., OHIO, PA., N.Y., VT., ME, N.H., MASS., R.I., CONN., N.J., DEL., MD., D.C., N.C., S.C., GA., FLA., ALA., MISS., ARK., MO., IOWA, S.D., NEB., KAN., OKLA., TEX., COLO., UTAH, ARIZ., N.M., WYO., IDA., CALIF., NEV., ALASKA, HAWAII, PUERTO RICO, and VIRGIN ISLANDS.
- Circle:** Found in WASH., ORE., MONT., N.D., MINN., WIS., MICH., IND., OHIO, PA., N.Y., VT., ME, N.H., MASS., R.I., CONN., N.J., DEL., MD., D.C., N.C., S.C., GA., FLA., ALA., MISS., ARK., MO., IOWA, S.D., NEB., KAN., OKLA., TEX., COLO., UTAH, ARIZ., N.M., WYO., IDA., CALIF., NEV., ALASKA, HAWAII, PUERTO RICO, and VIRGIN ISLANDS.
- Triangle:** Found in WASH., ORE., MONT., N.D., MINN., WIS., MICH., IND., OHIO, PA., N.Y., VT., ME, N.H., MASS., R.I., CONN., N.J., DEL., MD., D.C., N.C., S.C., GA., FLA., ALA., MISS., ARK., MO., IOWA, S.D., NEB., KAN., OKLA., TEX., COLO., UTAH, ARIZ., N.M., WYO., IDA., CALIF., NEV., ALASKA, HAWAII, PUERTO RICO, and VIRGIN ISLANDS.
- Circle with a dot:** Found in WASH., ORE., MONT., N.D., MINN., WIS., MICH., IND., OHIO, PA., N.Y., VT., ME, N.H., MASS., R.I., CONN., N.J., DEL., MD., D.C., N.C., S.C., GA., FLA., ALA., MISS., ARK., MO., IOWA, S.D., NEB., KAN., OKLA., TEX., COLO., UTAH, ARIZ., N.M., WYO., IDA., CALIF., NEV., ALASKA, HAWAII, PUERTO RICO, and VIRGIN ISLANDS.



ビデオポーカー ビンゴ カードルーム カジノ インディアン スポーツ くじ 勝ち馬投票 船上カジノ
カジノ
の賭け

欧州各国のカジノ税率

国名	税率	カジノ数	収税形態
ドイツ	八〇%	三八	徴税手法もシビアで、営業終了時に即時、州の税務担当公務員が税額計算し収税するから無事故、公正を誇る。
ギリシャ	八〇%	九	すべて政府観光局（EOT）の管理運営で国税収入。
イタリア	七二%	四	サンレモとヴェニス（五月～九月夏・四月～一〇月冬カジノ）は市営、市税。他はイタリア政府管理監督。国税
スウェーデン	七〇・一六〇%	一三	一九八三年以降、政府の管理態勢厳格化。国税。
デンマーク	六五%	五	一九九〇年国会で合法議決のカジノ新興国、国税。
ルクセンブルグ	四八%	一	人口わずか四二万人の小国ながら、一人当たりGNPは世界一、カジノ収益等で七〇年代から国民に優遇税制。
フランス	四五%	一三〇	カジノ収益順位番付のトップを占めるカンヌやニース、ドヴィル、デボンヌ等のカジノ収益は一〇〇億円超。
スペイン	四二%	二二	内務省の管轄下にあり、各経営は民間業者、国税
ベルギー	三八%	七	カジノ・ライセンスは、中央政府が八地方自治体に与えて、自治体は、これを民間個別企業にリースする業態
オランダ	三五%	八	すべて国〔Holland Casinos〕午後二時から午前二時でが営業時間。直接国家財政へ。
ポルトガル	二〇%	八	政府通商観光省の管轄下の民営、国税。
イギリス	一八%	一二八	カジノ・ライセンスはゲーミング統制管理局発行、国税。

米 国 各 州 の カ ジ ノ 税 率

州名

カジノ税率

税率と州のカティの事情

ネバダ州

六・五%

州のカジノ収入は九〇億\$（一兆六二〇億円）、総合カジノ産業の経済効果は二八六億\$（三兆三七四八億円）（一九九九年統計）

ニュージャージー州

八・〇%

この州のアトランティックは、ラスベガスと違い、NYから車で二時間半という近距離なので、パチンコと同じ日帰り客が多く、ゲーミング、特にスロットに集中する客の比率が高く、カジノの収益率が高いのが特徴です。王者ラスベガスのキャッチアップを狙い猛追中なので税率はそう上げられないし、スロット中心では、そう下げられないし、税率はこの辺りに着地？

ミシシッピ州

八・〇%

一九八〇年代末まで、カジノ禁止で、一九九〇年合法化の後発組の為、認可のリバーボート（二九隻）の税率を下げカジノ企業誘致成功

ルイジアナ州

一八・五%

一九九一年、リバーボート法可決、九三年、インディアン保護カジノ法通過の双方向ゲーミング政策でカジノ産業順調、税金は一五%が州税、三・五%は州警察の監督税。この方式は、日本でのカジノ創設時に、これまでパチンコ業界利権を独占していた警察に、無事故警備を担保に、オープンに警備税を分けるのも一案かもしれない？
現在リバーボート・カジノ一二隻。

イリノイ州

二〇・〇%

一九八九年いち早くリバーボートカジノを創設。豪華船作戦が当たり、強気の業容拡大と高率税額で地域振興策成功例。現在リバーボート・カジノ一〇隻。

インディアナ州

二〇・〇%

再後発のリバーボート法案が一九九三年ようやく可決。乗船地の住民投票でも否決があり難航。人気はフォーミュラカーレース「インディー五〇〇」に奪われ、高率税で苦戦の例か？
現在、リバーボート・カジノ九隻。

ニュージャージー州のカジノ税とその他の州のカジノ税

ニュージャージー州がネバダ州と異なる点は、全州のどこにでもカジノを開業できるのではなく、アトランティック市の一定の限られた地区で限定された軒数でしか許可されていないことです。それ故カジノに関する税の窓口は全て州であり、ネバダ州に較べ後発であるだけに計画的であり単純化されています。カジノ開業の目的そのものがアトランティック市の復興を目的としていたからです。

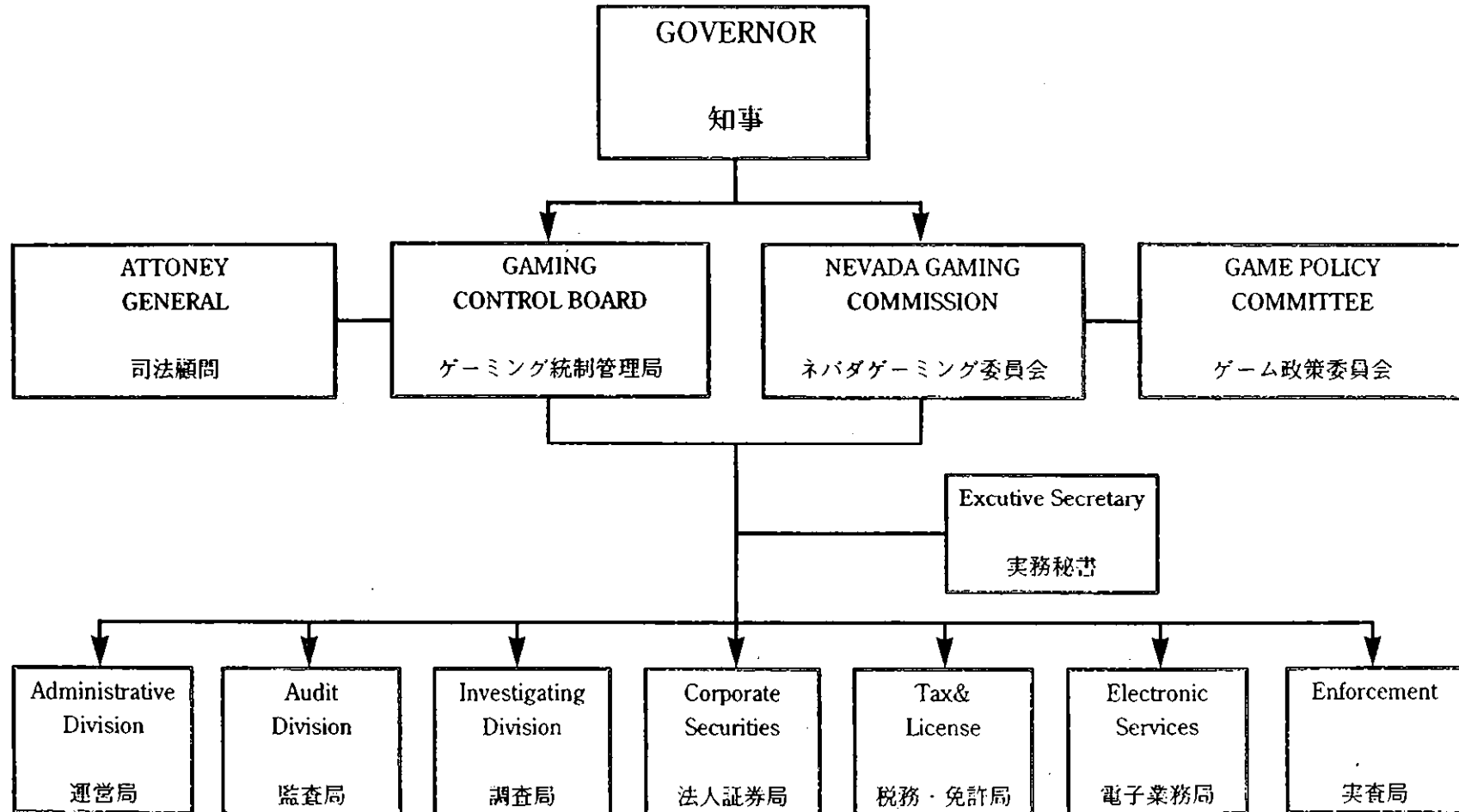
- | | | |
|-----------------------------|---------|------------|
| 1. 州ライセンス税 | 開業時1店に付 | \$ 200,000 |
| | 年間更新料 | \$ 100,000 |
| 2. 年間スロット税 | 年間1台に付 | \$ 250 |
| 3. カジノ粗利益税 | 毎月粗利益の | 8% |
| (注) 貸付未回収分の差引は全粗利益の4%迄の範囲迄。 | | |
| 4. カジノ再投資税 | 毎月粗利益の | 2.5% |

その後いくつかの州でカジノの合法化、開業が進みました。比較のためにいくつかの州の粗利益税率を記します。

ルイジアナ州	カジノ粗利益の	15%+3.5%
イリノイ州	" "	20%
サウスダコタ州	" "	18.5%
ミシシッピ州	" "	8%

カジノ投資企業が税率の低い、制約の少ない州を求め、周辺人口と民度の高いエリアを検討して優先投資するのは当然です。

【ネバダ州カジノ統制管理組織一覧表】



ルイジアナ経済における、ルイジアナ・リバーボートカジノの重要性について。(1996年3月作成)

12のリバーボート・カジノの年別合計

	1994年	1995年
賃金給与関係		
雇用者数	9,394人	12,395人
支払賃金計	\$ 126,555,490	\$ 288,438,467
平均給与	\$ 13,473	\$ 23,271
ルイジアナの業者からの買付額	\$ 85,165,383	\$ 169,987,910
建設費の支払高		
リバーボート	\$ 264,594,820	
その他の建設	\$ 309,683,184	
合 計	\$ 574,278,004	\$ 74,300,000
収入・売上げ		
ゲームの粗利益	\$ 490,739,147	\$ 1,026,201,011
その他の売上げ	\$ 38,131,440	\$ 70,385,239
合 計	\$ 528,870,587	\$ 1,096,586,250
顧客入場数	11,080,976人	23,099,194人
納税金額		
群・市町村に		
売上税・不動産等	\$ 5,256,156	\$ 10,594,667
乗船並びにゲーム税	\$ 30,226,967	\$ 59,011,907
地方分合計	<u>\$ 35,483,122</u>	<u>\$ 69,606,574</u>
州に		
売上税	\$ 3,142,610	\$ 5,382,731
ゲーム収益税	\$ 91,461,792	\$ 191,266,283
州税分合計	<u>\$ 94,604,402</u>	<u>\$ 196,649,014</u>
納税合計額	<u>\$ 130,087,524</u>	<u>\$ 266,255,588</u>
慈善寄付支出	\$ 762,032	\$ 2,807,798

約 2.7 億ドル
324 億円
(120円 = 1\$)